

【参考】渋谷区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 書類一覧表
事前相談

凡例：「●」必須 / 「△」必要に応じて

No.	名 称	説 明	診 断	設 計	改 修	除 却
1	事前相談書	別記様式参照	●	●	●	●
2	案内図	住宅地図等に当該建物がわかるように図示すること	●	●	●	●
3	工程表	總會の予定日、着手・完了予定日等を記載すること	●	●	●	●
4	見積書（内訳がわかるもの）	是正する工事がある場合は、内訳・金額がわかるものも追加する。	●	●	●	●
5	その他区長が必要と認める書類	上記の他指示があった書類について提出すること	△	△	△	△

渋谷区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 書類一覧表
全体設計承認申請

凡例：「●」必ず提出 / 「△」必要に応じて提出

No.	名 称	説 明	診 断	設 計	改 修	除 却
1	全体設計承認申請書	別記様式参照	●	●	●	●
2	案内図	住宅地図等に当該建物がわかるように図示すること	●	●	●	●
3	沿道建築物であることが確認できる書類	前面道路の形状、幅員、高低差等を記載した配置図・立面図・断面図等	●	●	●	●
4	工程表	着手予定日、完了予定日を明記すること	●	●	●	●
5	見積書（内訳がわかるもの）	違反又は不適合がある場合は、是正のための内訳がわかる見積書を追加する	●	●	●	●
6	委任状	・代理人等に申請手続きを委任する場合のみ ・委任者の直筆の場合は押印不要。直筆以外の場合は、押印必要 ・個人施行の場合は、全員同意を得た者とみなすため不要	△	△	△	△
7	変更承認申請書又は変更届	承認を得た後に事業費の総額又は事業の予定等を変更する場合のみ	△	△	△	△
8	変更内容がわかる資料	承認を得た後に事業費の総額又は事業の予定等を変更する場合のみ	△	△	△	△
9	その他区長が必要と認める書類	上記の他指示があった書類について提出すること	△	△	△	△

渋谷区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 書類一覧表
助成対象承認申請

凡例：「●」必ず提出 / 「△」必要に応じて提出

No.	名 称	説 明	診 断	設 計	改 修	除 却
1	助成対象承認申請書	別記様式参照	●	●	●	●
2	建物の全部事項証明書	申請日を含む3か月以内に法務局で取得した原本 分譲マンションの場合は2区分以上	●	●	●	●
3	土地の全部事項証明書	申請日を含む3か月以内に法務局で取得した原本 借地権付きマンション等、土地所有者が別に存する場合	/	/	△	△
4	土地所有者の承諾書	定期借地権付き等で、土地所有者が他にいる場合のみ	/	/	△	△
5	法人の登記事項証明書	所有者が法人の場合のみ	△	△	△	△
6	(台帳記載事項証明書)又は(建築確認済証及び検査済証)* の写し	※耐震診断については、建築確認済証の写しのみでも可とする	●	●	●	●
7	既存建築物の状況調査の結果書類の写し	検査済証の交付が無く、法適合状況調査を実施した場合のみ	/	△	△	/
8	案内図	住宅地図等に当該建物がわかるように図示すること	●	●	●	●
9	沿道建築物であることが確認できる書類	前面道路の形状、幅員、高低差等を記載した配置図・立面図・断面図等	●	●	●	●
10	図面(配置図、各階平面図、立面図、断面図)	必要に応じて求積図等の図面を求める場合がある	●	●	●	●
11	延べ面積の過半が居住の用途であることが確認できる書類	分譲マンションの場合かつ店舗等併用している場合のみ (平面図等に範囲や面積等の情報を図示する。)	△	△	△	△
12	評定書の写し	補強設計：耐震診断の評定書(再診断している場合は、最新の評定書を提出する) 除却工事：同上 改修工事：耐震診断の評定書及び耐震補強設計の評定書	/	●	●	●
13	耐震診断結果報告書及び概要書の写し	評定機関に提出した、建物概要や診断結果がわかる書類 ※再診断している場合は、最新の診断結果及び概要書を提出する	/	●	●	●
14	補強設計報告書及び耐震改修工事計画図	補強設計図書等 ※再設計している場合は、最新の評定書及び診断結果を提出する ※補強設計から続けて改修工事の申請をする場合は省略することができる	/	/	●	/
15	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条、第25条の認定書 及び副本の写し	認定を取得している場合のみ	/	/	△	/
16	是正する内容の工事計画書	重大な不適合がある場合のみ。	/	△	△	△
17	有効な決議が行われたことがわかる資料	・区分所有建築物(認定買受人が所有する建築物を除く。)の場合のみ ・助成金を活用して耐震診断等を実施することがわかる議事録等 ・なお、マンション敷地売却事業を実施する場合は従前マンションの管理組合 が認識し、合意していることがわかる資料 ・個人施行の場合及び区分所有建築物以外場合は不要 ・構造上複数棟があり、それぞれの棟を対象建築物とする場合、それぞれの棟毎に必要	△	△	△	△
18	管理規約等の写し	原則、区分所有建築物の場合のみ 建替え組合の場合は定款の写し 個人施行の場合は規準又は規約の写し	●	●	●	●
19	工程表	着手予定日、完了予定日を明記すること	●	●	●	●
20	見積書(内訳がわかるもの)	耐震改修工事及び除却工事において、違反又は不適合がある場合は、是正のための内訳 がわかる見積書を追加する	●	●	●	●
21	同意書	区分所有建築物以外の場合のみ 建築物の所有者が複数である場合は共有者全員分の同意書が必要	△	△	△	△
22	委任状	・代理人等に申請手続きを委任する場合のみ ・委任者の直筆の場合は押印不要。直筆以外の場合は、押印必要 ・個人施行の場合は、全員同意を得た者とみなすため不要	△	△	△	△
23	買受計画の認定、建替組合設立、個人施行の認可がわかる資料	マンション敷地売却制度の場合又は建替え組合若しくは個人施行の場合のみ	/	/	/	△
24	買受計画書又は事業計画書の概要の写し	・マンション敷地売却制度の場合又は建替え組合若しくは個人施行の場合のみ ・写しは計画書の概要のみで良い(申請時点での最新の計画)	/	/	/	△
25	建替組合理事長の就任がわかる資料	建替組合の場合のみ	/	/	/	△
26	土地の造成状況に関する説明資料	除却後の土地に、合理的な理由により既存構造物等の残置がある場合のみ 倒壊の危険性が残っていないこと、地震に対して安全であることがわかる資料 最終的に撤去する場合は、その旨がわかる資料	/	/	/	△
27	土地の造成状況に関する誓約書	合理的な理由により除却後の土地に既存構造物等の残置がある場合、かつ、最終的に残 置物を撤去する場合	/	/	/	△
28	東京都への手続き	承認申請時、区への提出資料は無い(完了届時、揭示状況写真必要) 東京都耐震化工事中揭示物揭示制度要綱の基づく、「耐震改修工事中」揭示物の手続き	/	/	●	●
29	変更承認申請書又は変更届	承認を得た後に承認内容を変更する場合のみ	△	△	△	△
30	変更内容がわかる資料	承認を得た後に承認内容を変更する場合のみ	△	△	△	△
31	その他区長が定める書類	上記の他指示があった書類について提出すること	△	△	△	△

渋谷区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 書類一覧表
着手届

凡例：「●」必ず提出 / 「△」必要に応じて提出

No.	名 称	説 明	診 断	設 計	改 修	除 却
1	着手届	別記様式参照	●	●	●	●
2	契約書の写し	当初見積書から工事金額等に変更がある場合は、内訳がわかる資料を添える ※変更内容により、変更申請が必要となる場合がある。	●	●	●	●
3	その他区長が必要と認める書類	上記の他指示があった書類について提出すること	△	△	△	△

渋谷区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 書類一覧表
 検査届兼実施記録

凡例：「●」必ず提出 / 「△」必要に応じて提出

No.	名 称	説 明	診 断	設 計	改 修	除 却
1	検査依頼書兼実施記録	別記様式参照	●	●	●	●
2	その他区長が必要と認める書類	上記の他指示があった書類について提出すること	△	△	△	△

渋谷区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 書類一覧表
完了届兼交付申請

凡例：「●」必ず提出 / 「△」必要に応じて提出

No.	名 称	説 明	診 断	設 計	改 修	除 却
1	完了届兼交付申請書	別記様式参照	●	●	●	●
2	領収書・請求書・支払額がわかる書類の写し	原則、領収書 ※請求書等支払いの履行が確認できない場合は、後日領収書等を提出すること	●	●	●	●
3	評定書の写し	耐震診断：耐震診断の評定 補強設計：補強設計の評定	●	●	/	/
4	耐震診断結果報告書及び概要書の写し	評定機関に提出した、建物概要や診断結果がわかる書類	●	●	/	/
5	補強設計報告書及び耐震改修工事計画図	補強設計図書等	/	●	/	/
6	既存建築物の状況調査の結果書類の写し	検査済証の交付が無く、法適合状況調査を実施した場合のみ	/	△	/	/
7	是正する内容の工事計画書	重大な不適合がある場合のみ。 承認申請時の内容から変更等がある場合のみ	/	△	/	/
8	工事監理報告書	建築士法第20条第3項の規定による報告書があれば、その写しでも可	/	/	●	/
9	工事写真（前・中・後など）※撮影日明記すること	撮影日が確認できるもの 撮影箇所が複数ある場合は、撮影箇所がわかる資料	/	/	●	●
10	残置物等の状況がわかる資料	除却後の土地に既存構造物等の残置がある場合は、その内容がわかる写真や資料 ※写真の提出が難しい場合は担当者との協議の上、図面や報告書等の資料でも可とする	/	/	△	△
11	是正する内容の工事計画書に基づいて是正したことがわかる資料	重大な不適合がある場合のみ 是正工事の写真や内容をまとめた報告書等	/	/	△	/
12	検査済証の写し	建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する場合は、同法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第16項に定める検査済証	/	/	△	/
13	買受計画の認定、建替え組合設立、個人施行者の認可がわかる資料	マンション敷地売却制度を活用する場合、建替組合・個人施行の場合のみ 承認申請時から計画内容に変更が生じ、変更の認可を受けている場合	/	/	/	△
14	買受計画書又は事業計画書の概要の写し	マンション敷地売却制度を活用する場合、建替組合・個人施行の場合のみ 承認申請時から計画内容に変更が生じ、変更の認可を受けている場合	/	/	/	△
15	東京都「耐震改修工事中」看板の掲示状況がわかる資料	東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱の基づく、「耐震改修工事中」掲示物の掲示状況の写真等	/	/	●	●
16	その他区長が定める書類	上記の他指示があった書類について提出すること	△	△	△	△

渋谷区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 書類一覧表
助成金交付請求

凡例：「●」必ず提出 / 「△」必要に応じて提出

No.	名 称	説 明	診 断	設 計	改 修	除 却
1	助成金交付請求書	別記様式参照	●	●	●	●
2	受領委任払いに係る委任状	別記様式参照（押印必須） ※耐震化事業等実施業者に受領を委任する場合のみ	△	△	△	△
3	その他区長が定める書類	上記の他指示があった書類について提出すること	△	△	△	△